

令和3年度第1回宮城地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和3年6月29日（火）午前10時

会 場：仙台第4合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

工藤委員、熊谷委員、桑原委員、内藤委員

労働者代表

阿部委員、釜石委員、佐野委員、照井委員、新関委員

使用者代表

阿部委員、稲妻委員、大内委員、佐藤委員、成田委員

補 佐 皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回、宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。私は、賃金室室長補佐の真砂と申します、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日コロナ対策としまして委員お一人につき机一つということとさせていただきます。労使の委員の方には、二列とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますがご了承をお願いいたします。

事前に公益代表の北川委員が欠席の旨、報告いただいております。

委員の方々の出席状況を報告させていただきます。公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、以上14名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により会議が成立していることをご報告いたします。

公益代表委員2名について新たに審議会委員を発令しております。また、5月に任命されました委員のうち、使用者代表委員1名が辞任されましたので、所定の手続きを経て本年6月に新たに審議会委員の発令をしております。

本日は、令和3年度第1回の審議会でありまして、新しく任命されました委員の方がいらっしゃいます。また、事務局側も新たな体制となったこととございまして、賃金室長から委員の皆様及び事務局職員をご紹介させていただきます。

賃金室長 この4月に着任いたしました賃金室長の佐藤でございます。どうぞ

よろしくお願いいたします。それでは、お手元にお配りしてあります資料番号1の名簿により、各委員をご紹介します。はじめに、公益を代表する委員でございますが、工藤委員でございます。

…。

この度任命されました熊谷委員でございます。

…。

同じくこの度任命されました桑原委員でございます。

…。

内藤委員でございます。

…。

次に、労働者を代表する委員の皆様をご紹介します。阿部委員でございます。

…。

釜石委員でございます。

…。

佐野委員でございます。

…。

照井委員でございます。

…。

新関委員でございます。

…。

次に、使用者を代表する委員について、ご紹介いたします。阿部委員でございます。

…。

稲妻委員でございます。

…。

大内委員でございます

…。

佐藤委員でございます。

…。

同じくこの度任命されました成田委員でございます。

…。

次に職員の紹介をさせていただきます。

毛利局長でございます。

…。

この度着任しました本多労働基準部長でございます。

…。

賃金室の真砂賃金室長補佐でございます。

…。

同じくこの度着任いたしました小嶋賃金指導官でございます。

…。

長谷川安全専門官でございます。

…。

賃金調査員の伊藤でございます。

…。

以上となります、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

補佐 議事に入ります前に、局長から御挨拶申し上げます。

局長 皆様おはようございます。あらためまして宮城労働局長の毛利でございます。本日は本当に御多用の中、審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本年度これから宮城地方最低賃金審議会が始まるわけでございます。皆様方には第44期の委員といたしましてそれぞれ公労使の代表として参加をいただき、審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしく願い申し上げます。

本日は、宮城県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきます。

少し、ここに至るまでの事情を申し上げますと、去る6月18日にいわゆる骨太の方針というものが示され、また、「成長戦略実行計画」が閣議決定されております。この最低賃金につきましては、(新型コロナの)感染が拡がる中でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にいたしまして、またわが国でこれまで引き上げてきた実績を踏まえまして、地域間の格差にも配慮して、より早期に全国加重平均1000円を目指し、本年の引上げに取り組む、とされているところでございます。

昨年度新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響、宮城県でもございまして、この最低賃金は、1円の引上げとなりましたが、この8年間では140円引き上げられ、中でも平成28年からの4年間は3%を超える引上げが行われたところでございます。

審議を賜るにあたりましては、経済情勢、雇用情勢、そしてこの

コロナの感染の状況と経済の見通しなどが検討要素となってくるところでございますが、足元で見ますと「宮城県の経済状況は、新型コロナウイルスの影響が続いており、厳しい状況にあるものの、一部に持ち直しの動きがみられる。」と県の経済月報では整理をされ、また、昨日発表いたしました当局管内における有効求人倍率、5月の時点では1.29倍となっております、昨年9月の1.13倍を底に改善傾向で推移しているところでございます。

こうした状況なども踏まえていただきまして、総合的に、セーフティネットとしての最低賃金の趣旨をご理解賜りながら、実効あるものとして制度が運営されますよう、御審議を賜りたいと思っております。

委員の皆様方には、ご負担をおかけすることになりますが、何卒、今後の審議につきましてよろしく願いいたします。私からの冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

補佐 それでは議題(1)「会長及び会長代理の選出」について、事務局から提案させていただきます。

賃金室長 ご提案させていただきます。最低賃金法第24条第2項により「会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」ということになっております。

今申し上げた条文は、本日の参考資料「最低賃金決定要覧」に最低賃金法の関係条文を抜粋した書面を配布させていただきましたので、必要な場合は後で確認いただければと存じます。また、同条第4項により、会長代理につきましても同様でございます。

本審議会におきましては、従来から公益委員の皆様の中で決めていただき、その結果をお諮りするということにしておりましたが、本年度もこのように取り扱ってよろしいか、お諮りいたします。

委員 (異議なし)

賃金室長 それでは、異議なしということでございますので、公益委員の皆様で協議いただきました結果についてご報告いたします。会長に工藤委員、会長代理に内藤委員ということになりました。ご承認をお願いいたします。

委 員 （異議なし）

賃金室長 ご承認をいただきましたので、会長に工藤委員、会長代理に内藤委員が選出されました。ありがとうございました。

補 佐 それでは、会長及び会長代理からご挨拶をいただきたいと存じます。初めに会長からお願いいたします。

工藤会長 ただ今、会長に選出されました工藤でございます。会長として、公平公正な審議に努める所存ですので、委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

補 佐 次に会長代理からご挨拶をお願いいたします。

会長代理 ただ今、会長代理に選出されました内藤でございます。会長を補佐しまして、適切かつ効率的な審議が行われるよう努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

補 佐 それでは、会長が選出されましたので、これからの議事進行は会長をお願いいたします。

工藤会長 それでは、議事進行を事務局から引き継ぎます。議事に入ります前に、宮城地方最低賃金審議会運営規定第6条に則り、本日第1回及び次回第2回の審議会については、公開といたします。

その後は、採決並びに採決に至る審議については、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、非公開といたします。議事録及び会議資料について、公開の審議は原則公開といたします。

ただし、公開することにより、個人の情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合、又は、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると判断される場合には、会議資料の一部又は全部を非公開といたします。非公開の審議会は、非公開としますが、代わりに議事録要旨を作成して公開といたします。

以上のとおりでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

工藤会長 それでは、議題(2)「宮城地方最低賃金審議会運営規定等の改正について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長 ご説明申し上げます。今般、内閣官房行政改革推進本部事務局より、書面、押印、対面の手続きを見直すとの方針が示され、議事録署名の廃止、及び、テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席を可能とする地方労働審議会運営規程準則の一部改正がなされたところございます。

宮城においてはこれまで本審議事録のみ署名を実施しておりましたが、地方労働審議会との並びを取り、別添の資料2(案)のとおり、あと別添の資料3(案)のとおり、議事録署名の廃止、及び、テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席を可能とする各運営規程の改正を提案いたします。

これまでの運営規程につきましては、参考として資料4、資料5に添付しておりますのでご確認願います。

なお、今後、本審議事録の署名は廃止することとなりますが、内容の信頼性を担保するため、関係労使に確認をしていただくこととしていること、また、今回の改正に合わせその他軽微な修正も加えておりますことを申し添えます。

工藤会長 ただいま事務局から提案のありましたとおり宮城地方最低賃金審議会運営規定等について改正してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

工藤会長 それでは、宮城地方最低賃金審議会運営規定、及び、宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規定は、資料2、資料3の(案)を削除し、本日から改正させていただきます。

工藤会長 次に、議題(3)「宮城県最低賃金の改正決定の諮問について」、局長から諮問をお受けしたいと思えます。

局 長 宮城県最低賃金の改正決定について、諮問いたします。

指 導 官 では、事務局より諮問文を読み上げます。

宮労発基0629第1号

令和3年6月29日

宮城地方最低賃金審議会

会長 工藤農 殿

宮城労働局長

毛利正

宮城県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金法第1号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）、に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

工藤会長 ありがとうございます。

次に、諮問の趣旨説明をお願いいたします。

基準部長 諮問についてご説明させていただきます。

最低賃金法第12条では地域別最低賃金の改正について、労働局長は地域における労働者の賃金状況、労働者の生計費、企業の賃金支払能力を考慮して、必要があると認めるときは、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定する、とされております。

現行の宮城県最低賃金は昨年10月1日に改正し、約9か月余りが経過しました。本年度においても県内におけるこれらの状況を総合的に勘案し、最低賃金の改正決定の必要性があるとの判断に至りまして、本審議会に調査審議をお願いする次第でございます。

今月22日に第60回中央最低賃金審議会が開催され、目安審議がはじまっております。その中央の諮問文において、「経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）」に配意した審議をお願いすると記載されております。

お手元の参考資料の7番と8番に添付しております。7番はいわゆる骨太の方針の抜粋、8番は閣議決定された実行計画となります。最低賃金に関する部分を紹介させていただきます。

7番の5ページから6ページにかけて四角でかこってある「経済好循環の加速・拡大」の部分です。「日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まず感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。」と記載されております。

また、13ページから14ページにかけて同じく四角でかこってありますが「賃金を通じた経済の底上げ」の部分には、「民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」と記載されております。

資料8番の「成長フォローアップ」にも39ページから40ページにかけて「賃金」の項目においても同様の記載がなされております。

当審議会におきましても、中央最低賃金審議会の方向性をもって審議される目安額や地域の実情などを勘案して審議していただきたいという趣旨で、今回の諮問文に中央と同じ内容の文言を入れさせていただきました。

当事務局といたしましては、本審議会の運営が円滑に進められますよう最大限努力する所存であり、最低賃金の審議に必要なデータの収集に努めてまいりますので、審議の場に提供して円滑な審議の運営を進めて参りたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

工藤会長 　ただいま局長から宮城県最低賃金の改正について諮問を受けました。続いて労働基準部長から趣旨の説明がございました。何か質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

委　　員　（質疑なし）

工藤会長　　それでは、改正について審議を開始することといたします。
次に議題(4)「宮城県最低賃金専門部会の設置及び廃止並びに関係者からの意見聴取について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長　　ご説明いたします。
最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されておりますので、宮城県最低賃金専門部会を設置していただきたく存じます。

専門部会には、関係労使から各3名の委員候補者の推薦をしていただくため、本日、専門部会委員の推薦公示を行います。推薦期限は7月13日火曜日とさせていただきますと思います。

また、設置されました専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項により「専門部会の設置を議決する総会において、あらかじめ、専門部会がその任務を終了したとき、具体的には、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が終了したときは、当該専門部会を廃止する旨の議決を行うことができる」とされておりますので、本日の審議会において、その旨の議決をお願いいたしますと存じます。

関係者からの意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」と規定されております。この意見聴取に

つきましても、本日公示を行うこととし、こちらも意見提出の締切りを7月13日火曜日とさせていただければと思います。御了承をお願いいたします。

この関係労働者及び関係使用者からの意見聴取は、以前から委員の皆様のご了解により、審議会の場合において意見陳述を行い、参考人は2人で1人10分以内の陳述とすることとし、本年度においても同様に、第2回の審議会の場合で参考人の意見陳述を行うこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

工藤会長 ただ今の説明につきまして、御質問等がありますか。

委 員 （質疑なし）

工藤会長 それでは、特にないということですので、最低賃金法の規定に基づき宮城県最低賃金の改正について審議を行う専門部会を設置することといたします。また、専門部会委員の関係労使からの推薦期限及び意見聴取の締切りはいずれも7月13日火曜日ということにさせていただきます。

次に、専門部会の廃止についてですが、あらかじめその任務が終了したとき、具体的には、「当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したときに廃止する」ということで、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

工藤会長 それでは、専門部会がその任務を終了したときには、廃止するということにいたします。

次に、議題(5)「最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 説明させていただきます。

最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

当審議会におきましては、専門部会の金額審議について、公労使「全会一致」で決議された場合に、このように取り扱ってきたとこ

ろです。これから設置されます宮城県最低賃金専門部会においても、この適用をお願いしたいと存じます。

工藤会長　ただ今説明がありました。御質問等がありますか。本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用するというので、よろしいでしょうか。

委　員　（異議なし）

工藤会長　それでは、本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の公労使「全会一致」で決議された場合には、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたします。

次に、議題(6)「特定最低賃金について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長　それでは、説明させていただきます。

宮城における特定最低賃金、従来は産業別最低賃金と呼ばれてきたものですが、現在3つの業種に設定されており、関係労使から改正の申出があった場合に、審議会へ改正の「必要性の有無」の諮問をしています。

3業種の労働団体からは、令和2年度も特定最低賃金額を改正したいとの意向が表明され、事務局としましては、「最低賃金に関する実態調査」を実施しているところでございます。例年どおりですと、7月20日前後に「改正の申出書」が提出されることとなります。

この改正の「必要性の有無」の審議については、特別小委員会を設置して審議することができることになっておりますが、宮城においては平成10年以降審議の促進を図るということで、特別小委員会を設けず、本審の場で御審議いただききた経過がございます。今年度も、改正の「必要性の有無」の審議にあたり、特別小委員会を設置しないで、従来どおり本審において行うこととしたいと存じますが、それでよろしいか御確認をお願いいたします。

工藤会長　ただいまの事務局の説明につきまして、何か質問や確認することはありますか。

委　員　（質疑なし）

工藤会長　それでは、特定最低賃金の改正の「必要性の有無」の審議は、本年度も特別小委員会を設けず、本審の場で行うということによろしいでしょうか。

委　員　（異議なし）

工藤会長　それでは、特定最低賃金の改正の「必要性の有無」の審議は、特別小委員会を設けずに、本審の場で行うことにいたします。

工藤会長　次に議題(7)「その他」について、事務局から何かありますか。

賃金室長　会議資料について御説明をさせていただきたいと思います。

資料番号1は、今期である第44期の宮城地方最低賃金審議会委員の名簿であります。資料番号2は、今回改正された宮城地方最低賃金審議会運営規程です。本審の運営規程です。資料番号3は、今回改正された宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程です。資料番号4、資料番号5は、それぞれ改正前の各運営規程です。

続きまして資料番号6は、今年5月19日付けで、全労連東北地方協議会様、全労連北海道地方協議会様、宮城県労働組合総連合様、連名で宮城労働局長あてに提出されました「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び、最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請」でございます。

要請事項について読み上げます。

- (1) 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費に基づき、ただちに「時間額1000円」以上をめざし、大幅引き上げを行うこと。
- (2) 地域間の格差の解消をめざし地域別最低賃金のA・B・C・Dランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げと同時に、中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者のくらしと経営改善につながるよう、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を

拡大すること。

- (4) 地域別最低賃金の決定については、法の趣旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすこととし、法改正を行い最低賃金決定の仕組みを改善すること。
- (5) コロナ禍によって明らかになったエッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
- (6) 地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会の一部非公開になっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。
- (7) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系列の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
- (8) 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充を図ること。

資料番号6は、以上となります。

資料番号7でございますが、今年6月15日付けで、宮城全労協様より宮城労働局長あて提出されました「最低賃金改正(2021年)の審議にあたっての要請」でございます。

要請事項について読み上げさせていただきます。

- (1) 「コロナ禍」は不安定・低賃金労働者をますます苦しめており、最低賃金の大幅な引き上げが求められている。「時給千円」(全国加重平均)を実現し、早期に1500円をめざすこと。
- (2) 「目安制度」の見直しにとどまらず、全国一律最低賃金制度を導入すること。
- (3) 現行では最低賃金の対象外とされている「ギグワーカー」「フリーランス」に適用を拡大すること。
- (4) 政府、行政、大企業は、中小企業、地元企業、関連・下請け企業に対して「実効性のある賃金引上げ支援」を行うこと。

資料番号7は、以上となります。

続きまして参考資料について説明させていただきます。いろんな

参考資料を付けさせていただいております。今春闘に係る労働組合及び使用者団体の広報や、県内の経済、政府方針、最低賃金関係の労働局のプレスリリースなどがございます。

参考資料 1 から 3 までは、本年の春闘の状況の資料となります。

参考資料 4 から 6 までは、経済の状況等に係る資料となります。

このうち、参考資料 6 は、今年 5 月に仙台市が行った、新型コロナウイルス感染症による事業所への影響調査を行った結果の資料となっております。

参考資料 7 と 8 は、政府方針で、「経済財政運営と改革基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）」の最低賃金関係部分の抜粋となります。四角部分で囲った部分が最低賃金の関係部分となりますのでご確認いただきたいと思います。

参考資料 9 と 10 は、宮城労働局が本年に行った最低賃金プレスリリースです。資料 9 の方は本日午後投げ込みを行う予定としておりますプレスリリースになりますのでご承知おきいただきたいと思います。

参考資料 11 は、「最低賃金を巡る動向について」の資料となります。ご確認をいただければと思います。

このほかに、二つの参考図書がございます。

一つは、「令和 3 年度宮城労働局行政運営方針の概要」。

あともう一つは「最低賃金決定要覧 令和 3 年度版」という冊子になります。「最低賃金制度の概要」、「令和 2 年度の最低賃金の改正状況」、「中央又は都道府県の地域別・特定最低賃金」、「都道府県の地域別・特定最低賃金一覧」、資料として「関係法令等」、「産業分類」が掲載されている冊子になります。全国統一の審議会の資料ですので今後の審議の参考としていただければと思います。

工藤会長 ただ今の資料の説明につきまして、ご質問等ありませんか。

委 員 （質疑なし）

工藤会長 本日の諮問について、次回以降の審議会、あるいは今後設置される専門部会で更に議論を深めていただき充実した審議ができればと思います。

なお、次回審議は、7 月 20 日午後 1 時 30 分から、場所は今回

と同じ宮城労働局 2 階共用会議室で開催しますので、よろしく
願います。

補 佐 以上を持ちまして、令和 3 年度第 1 回宮城地方最低賃金審議会の
一切が終了いたします。お疲れさまでございました。

報道関係者並びに傍聴者の皆様はご退席をお願いいたします。

委員の皆様には連絡事項がございますので、今しばらくお残りく
ださいようをお願いいたします。

閉 会

【報道関係者・傍聴者退室】